

## 東松山駅周辺中心市街地活性化プラットフォーム運営支援業務プロポーザル基本方針

### 1 業務概要

#### (1) 件名

東松山駅周辺中心市街地活性化プラットフォーム運営支援業務

#### (2) 業務の目的

東松山駅周辺の中心市街地活性化に向け、多様な主体が参画するプラットフォームの円滑かつ効果的な運営を図ることを目的とする。

本業務では、会議の企画・資料作成等の開催支援、論点整理及び方向性整理、並びに合意形成を促進するファシリテーションを専門的知見に基づき実施することで、実効性のある議論の推進及び今後のまちづくりの方向性の明確化を図る。

#### (3) 業務内容

- ① プラットフォーム設計支援に関すること
- ② 会議開催支援（企画構成、資料作成等）に関すること
- ③ ファシリテーション（進行管理、合意形成支援等）に関すること
- ④ 議事録・論点整理に関すること
- ⑤ 最終成果物（方向性整理資料等）の作成に関すること
- ⑥ その他、上記業務の遂行に必要な業務に関すること

※詳細は仕様書のとおり

#### (4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月29日まで

#### (5) 提案上限額

3,594,800円（税込）

#### (6) 見積項目

本業務に係る一切の費用を含めた見積額とすること。なお、業務内容ごとの内訳が分かるように記載すること。

### 2 プロポーザル方式採用の具体的な理由及び期待できる効果

本業務は、東松山駅周辺の中心市街地活性化に向けた初動段階として、関係者間の認識共有や論点整理、将来的な方向性の検討を行うものであり、その成果は今後の施策展開に大きく影響するものである。

そのため、単なる定型的な業務遂行能力にとどまらず、まちづくりや官民連携に関する専門的知見、関係者間の合意形成を促進する高度なファシリテーション能力、さらには地域特性を踏まえた柔軟かつ創造的な企画力が求められる。

これらの要素は価格のみによる評価では適切に判断することが困難であることから、本業務においては、民間事業者の持つノウハウや実績、企画提案力等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用する。

これにより、実効性の高い議論の場の創出と、将来につながる持続的なまちづくりの基盤形成が期待できる。

### 3 実施形式

広く提案を募集する公募型プロポーザル方式により実施する。

### 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 本プロポーザルの募集開始日から契約候補者の決定までの間において、東松山市契約に係る入札参加等の措置要綱（平成 28 年 4 月 1 日制定）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始決定を受けている者を除く。）でないこと。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと、又は、その利益となる活動を行っていないこと。

カ 国税及び地方税の滞納がないこと。

※ 本業務のプロポーザルは、東松山市競争入札参加資格を有するものが少なく、入札参加資格の有無に関わらず広く提案を求める必要があるため、入札参加資格の有無は問わない。

※ 東松山市物品等入札参加資格審査に準じた書類提出による審査を行う。

### 5 審査概要

#### （1）審査委員会

本業務の契約候補者を選定するため、「東松山駅周辺中心市街地活性化プラットフォーム運営支援業務候補者選定委員会」を設置する。

#### （2）委員構成

選定委員長 政策財政部長

選定委員 政策財政部次長、環境産業部次長、都市整備部次長

政策推進課長、商工観光課長、市街地整備課長

#### （3）審査方法

提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最も優れた提案者を契約候補者として選定する。

※必要に応じて一次審査（書面）を実施

(4) 審査項目

- ・業務理解度
- ・実施方針・全体構成
- ・会議設計力
- ・ファシリテーション力
- ・論点整理・成果整理力
- ・実施体制
- ・実績・専門性
- ・スケジュール
- ・独自提案・付加価値
- ・価格

(5) 配点及び審査基準

別記評価基準によるものとする。

6 日程

期日等	内容
令和8年5月18日（月）	実施要項等の掲示（ホームページ）
令和8年5月27日（水）午後5時まで	質問書の提出期限（電子メール）
令和8年6月1日（月）	質問書の回答（ホームページ）
令和8年5月18日（月）午前9時から 令和8年6月5日（金）午後5時まで	参加申込の期限（書類の提出期限）
令和8年6月9日（火）	一次審査の結果通知※該当の場合のみ プレゼンテーションに係る通知
令和8年6月11日（木）予定	プレゼンテーションの実施
令和8年6月29日（月）	契約候補者の決定及び結果通知
令和8年7月	契約候補者との協議・契約